

## 審査基準

## 1 参加資格審査（一次審査）

| 区分        | 評価項目        |   | 配点                   |
|-----------|-------------|---|----------------------|
|           |             | 判定基準  |                      |
| 企画提案者の実績等 | 業務実績        | 平成 26 年度以降に完了した地方公共団体等が発注する循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センター整備事業(新設かつ助燃剤に限る。)において、設計・施工監理業務を元請として受注した実績<br>① 契約件数 3 件以上<br>② 契約件数 2 件<br>③ 契約件数 1 件 | ①=20<br>②=15<br>③=10 |
|           | 企画提案者評価点 合計 |   | 20                   |
| 技術者評価     | 管理技術者       | (A)平成 26 年度以降に完了した汚泥再生処理センター整備事業(新設かつ助燃剤に限る。)の設計・施工監理実績<br>(B)埼玉県内における下水道放流施設の整備事業(廃棄物処理法第 9 条の 3 のし尿処理施設に限る。)の施工監理実績                       | ①=4<br>②=2           |
|           | 照査技術者       | ① (A)及び(B)の実績を有する<br>② (A)の実績を有する<br>③ 実績なし   | ①=4<br>②=2<br>③=0    |
|           | プラント技術者     | 平成 26 年度以降に完了した汚泥再生処理センター整備事業(新設かつ助燃剤に限る。)の設計・施工監理実績<br>① 3 件以上<br>② 2 件<br>③ 1 件   | ①=4<br>②=3<br>③=2    |
|           | 土木・建築技術者    |   | ①=4<br>②=3<br>③=2    |
|           | 電気・計装設備技術者  |   | ①=4<br>②=3<br>③=2    |
|           | 技術者評価点 合計   |   | 20                   |

※施工監理実績は地方公共団体等が発注したものに限り。

※管理技術者及び照査技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士の登録（衛生工学部門の「廃棄物処理」又は「廃棄物管理」のいずれか）の資格を有する者であること。

※土木・建築技術者は、建築士法で定める 1 級建築士の資格を有する者であること。

## 2 企画提案審査（二次審査）

| 区分           | 評価項目      |  | 配点 |
|--------------|-----------|--|----|
|              |           | 判定基準   |    |
| 企画提案評価※      | 業務の実施方針   | 業務内容及び本工事の特性を適切に理解し、その実現に有効な方針が示されているか。  | 10 |
|              | 業務の実施体制   | 業務の確実な履行が期待できる体制か。   | 10 |
|              | 設計監理への対応  | 設計監理における留意事項を的確に理解し、具体的な対処方法が示されているか。  | 10 |
|              | 施工監理への対応  | 施工監理における留意事項を的確に理解し、具体的な対処方法が示されているか。  | 10 |
|              | プレゼンテーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の説明は的確かつ明快であるか。</li> <li>・質問に対する説明は的確かつ明快であるか。</li> </ul> | 5  |
|              | その他       | 自社の独自提案またはアピールポイント   | 5  |
| 企画提案評価審査点 合計 |           |  | 50 |

※企画提案の点数化の方法は、評価項目毎にランク付けし、以下の計算式により評価点を求め、配点する。

評価点＝配点×評価係数

| ランク | 評価      | 評価係数 |
|-----|---------|------|
| A   | 特に優れている | 1.0  |
| B   | 優れている   | 0.8  |
| C   | 普通      | 0.6  |
| D   | 劣る      | 0.2  |

## 3 価格に対する評価

| 区分 | 評価項目 |   | 配点 |
|----|------|---|----|
|    |      | 判定基準  |    |
| 価格 | 見積価格 | $\text{配点} = \left(1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{提案上限額}}\right) \times 10$ <p>配点は、小数点第 1 位までとする。（小数点第 2 位を切り上げる。）</p> <p>※提案見積額が提案上限額に対して低額（概ね 5 割以下）の場合、プレゼンテーションでのヒアリング対象とし、根拠説明を求められる場合があります。</p> | 10 |